

## 「ふくしまの新しいカタチ情報発信事業」委託業務 仕様書（案）

### 1 業務の名称

「ふくしまの新しいカタチ情報発信事業」委託業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 業務目的

本県においては、東日本大震災及び原子力災害以降の根強い風評と、全国的な関心の低下に伴う風化が依然として課題となっている。

加えて、近年急速に進んだデジタル化により、情報との接点がデジタル媒体中心に移行している中、情報発信においては、従来の媒体や手法にとらわれず、ターゲットに応じた発信手法と強力なクリエイティブの活用がますます重要となっている。

こうした状況を踏まえて「新しいカタチの情報発信」を展開するため、福島県クリエイティブディレクター箭内道彦氏監修のもと、国内外で知名度と影響力を持つ著名人を起用し、「ふくしまの今と魅力」を表現するデジタル媒体および紙媒体を、効果的かつ多様な手法で県内外に発信することにより、本県への関心を高め、風評払拭および風化防止を図ることを目的とする。

※ 当業務は県が令和7年度に展開したPR動画シリーズ『福島 豊』（特設WEBサイト <https://fukushima-yutaka.com/>) の内容を踏まえつつ、これまでの発信との連続性・親和性を意識しながら、より効果的に「ふくしまの今と魅力」を発信するものとする。

### 4 業務内容

#### (1) 起用する著名人の提案

- ① 以下の内容を考慮し、著名人の提案を行うこと。
  - ・ 風評払拭・風化防止を目的とした施策であることから、単なる知名度だけでなく、発信力や信頼性を備え、視聴者・消費者に対して説得力のある情報発信が可能な人物であること。
  - ・ 国や性別、世代を超え、幅広く信頼・共感を得られる人物であること。
  - ・ 福島県への来訪意欲や県産品の購買促進にもつながる発信が期待されるよう、モノづくり、食、旅などのテーマで活動実績がある人物であること。
- ② 当該著名人を活用した当事業における制作物については、福島県による無期限の使用を想定しているが、出演者の権利により使用期限、使用範囲、媒体等に制約がある場合は、提案書提出時に必ず明記すること。

また、当該制約については、出演契約書または合意書により確認できることを原則とする。

## (2) 動画及び特設ウェブサイトの制作、広告の実施

### ① 全体に係ること

- ・ 福島県クリエイティブディレクター及び県と協議のうえ、事業目的に即した発信コンテンツの制作、情報発信を実施するため、当該事項については適宜、県と受託者で別途協議し、調整を行うものとする。

### ② 動画コンテンツの作成

- ・ 動画は県公式 YouTube チャンネルに掲載することを想定し、必要な編集・データ変換・サムネイル作成等を実施すること。
- ・ 言語は日本語を基本とした制作を行うが、多言語でも動画が視聴できるように、YouTube で多言語自動字幕を付す等の工夫を講じること。
- ・ 取材するコンテンツについては、福島県のエリアやモノ、食などのバランスを十分に考慮すること。
- ・ 動画本数については、最低9本以上とする。
- ・ 動画の長さは今回の企画の目的や YouTube の視聴者の視聴離脱等を踏まえ、提案すること。

### ③ 特設 WEB サイト

- ・ 制作した動画を視聴できる特設 WEB サイトを作成・公開し、当該ページの運用・管理を行うこと。
- ・ なお、特設 WEB サイトは以下の条件を満たすこと。
  - ア 福島県および本事業全体のトーン&マナーに即したビジュアル設計とすること。
  - イ PC、スマートフォン、タブレット等に対応したレスポンシブデザインとすること。
  - ウ CMS の導入は任意とするが、更新性を考慮することが望ましい。
  - エ 納品形式はレンタルサーバー等へのアップロードを基本とする。

### ④ 効果的な発信

- ・ 制作した動画については、県内外へ広く発信し、多くの人に視聴・共有してもらえるよう、デジタル、紙媒体等を活用した PR 方法を提案すること。
- ・ 使用する媒体や広告の数などは、県と受託者で別途協議し、調整を行うものとする。
- ・ 上記内容を踏まえ、事業全体の広報計画を策定・実行すること。再生回数等の定量的成果のみならず、リーチ層や反応分析等の定性的成果も見据えた PR 戦略とすること。

## (3) 広報実施後の対応

- ・ 実施した広報・PR 施策の成果と課題を分析し、報告書に記載すること。
- ・ 数値データに加え、視聴動向等の質的評価も含めること。
- ・ 実施結果の報告に際し、今後の展開への提言を含めた分析・考察を加えること。

## (4) 独自提案

- ・ 上記に加え、当事業において効果的に発信するための独自提案等があれば、自由に提案すること。特に、従来にない視点や技術を活用した創意ある広報手法が望ましい。

## **(5) 経費積算・業務体制・その他要件**

- ・ 経費積算にあたっては、経費区分を明確にし、具体的な積算根拠を示すこと。
- ・ 業務実施体制について、責任者の氏名、関係者の役割分担等を明示すること。

## **5 本業務の成果品**

本業務の成果品として、以下の書類等を提出すること。

- 実績報告書（広告データ分析、制作した紙広報媒体含む） 1部
- 動画データ（DVD-R）

## **6 成果品の提出先**

福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部広報課

## **7 提出書類**

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
  - ・ 着手届（様式1）
  - ・ 統括責任者通知書（様式任意）
  - ・ 実施工程表（様式任意）
  - ・ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・ 委託業務完了届（様式2）
  - ・ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

## **8 総括責任者**

本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めること。

## **9 事業実施に当たっての打合せ**

本業務の期間において、県との間で随時打合せを行った上で業務を実施すること。

また、県は本業務の実施のために必要な協力を行う。

## **10 その他留意事項**

### **(1) 追加費用に対する考え方**

本仕様書に定められた業務の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合でも、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

### **(2) 成果品の著作権等の取り扱い**

ア 本業務における成果品（実績報告書及び付属資料）の所有権及び著作権は福島県に帰属する。

ただし、受託者が本業務において記事・広告（WEBサイトに掲載する記

事を含む)を作成した場合、受託者が従来から有していた知識・技術または著作物に基づき創作したもの、及びその他受託者固有の知識・技術に関する権利(以下「権利留保物」という。)については、受託者に帰属するものとする。この場合においても、福島県は当該権利留保物について、広報その他行政目的のために非独占的に使用することができることとする。

イ 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(3) 個人情報の取り扱い

本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(4) 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(5) その他

ア 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

イ 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。

ウ 本仕様書に明示のない事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

エ ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

様式1（仕様書7（1）関係）

## 着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に着手しましたので届け出ます。

### 記

1 業務名 「ふくしまの新しいカタチ情報発信事業」委託業務

2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

様式2（仕様書7（2）関係）

## 委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、届け出ます。

### 記

- 業務名 「ふくしまの新しいカタチ情報発信事業」委託業務
- 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日